

意見書案第2号

認知症施策の推進及び充実を求める意見書

わが国の高齢化は、世界に類例のない速さで進行している中、認知症の人も年々増え続けている。認知症は、誰もが発症する可能性があり、また、誰もが介護者となり得ることも容易に考えられる。平成29年度版高齢者白書によると、認知症高齢者は2015年で約525万人、そして、2025年の推計は700万人にも達するものと見込まれていることから、認知症施策の推進は極めて重要である。この施策の推進には、認知症の人が尊厳をもって生活できる社会の充実を目指し、当事者の意思を大切にし、家族も寄り添っていくことが基本である。さらに、今後は医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっている。

よって、認知症施策の推進・充実、加速化を求め、基本法の制定も視野に入れ、以下の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症サポーターなどの支援体制の構築と、その充実を図ること。
- 3 認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修などの支援体制を整備すること。
- 4 医療ビッグデータを活用し、有効的な予防法や行動・心理症状に対し適切に対応するなど、認知症施策の推進に取り組むとともに、次世代認知症治療薬の開発、早期実用化や早期診断法の研究開発を進め、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月3日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
厚生労働大臣 殿

参議院議長 殿
経済産業大臣 殿

内閣総理大臣 殿